

改	正	前
---	---	---

2 介護給付費明細書記載に関する事項（様式第二から様式第十まで）

(1) 共通事項

サービス種類と介護給付費明細書様式の対応関係

	区 分	サービス種類	明細書様式
居宅サービス 介護給 付費	訪問通所区分	訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 通所介護 通所リハビリテーション 福祉用具貸与	様式第二
	短期入所区分	短期入所生活介護	様式第三
		介護老人保健施設における短期入所療養介護	様式第四
		病院・診療所における短期入所療養介護	様式第五
	上記区分以外	居宅療養管理指導	様式第二
		痴呆対応型共同生活介護 特定施設入所者生活介護	様式第六
居宅介護支援介護給付費	居宅介護支援	様式第七	
施設サービス等介護給付費	介護老人福祉施設	様式第八	
	介護老人保健施設	様式第九	
	介護療養型医療施設	様式第十	

改 正 後

2 介護給付費明細書記載に関する事項（様式第二から様式第十まで）

(1) 共通事項

サービス種類と介護給付費明細書様式の対応関係

区 分	サービス種類	明細書様式	
居宅サービス介護給付費	訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション <u>居宅療養管理指導</u> 通所介護 通所リハビリテーション 福祉用具貸与	様式第二	
	短期入所生活介護	様式第三	
	介護老人保健施設における短期入所療養介護	様式第四	
	病院・診療所における短期入所療養介護	様式第五	
	痴呆対応型共同生活介護 特定施設入所者生活介護	様式第六	
	居宅介護支援介護給付費	居宅介護支援	様式第七
	施設サービス等介護給付費	介護老人福祉施設	様式第八
介護老人保健施設		様式第九	
介護療養型医療施設		様式第十	

改 正 前

介護給付費明細書様式ごとの要記載内容

様式	サービス提供年月	公費負担者・受給者番号	保険者番号	被保険者欄	請求事業者	居宅サービス計画	開始日・中止日等	短期入所実日数	入退所日等	給付費明細欄	緊急時施設療養費	特定診療費	請求額集計欄 (限度額管理欄を含む)	請求額集計欄	食事費用欄
様式第二															
様式第三															
様式第四															
様式第五															
様式第六															
様式第七					*1					*2					
様式第八															
様式第九															
様式第十															

*1 は居宅介護支援事業者欄

*2 は請求計算欄

改 正 後

介護給付費明細書様式ごとの要記載内容

様式	サービス提供年月	公費負担者・受給者番号	保険者番号	被保険者欄	請求事業者	居宅サービス計画	開始日・中止日等	入退所日等(短期入所分)	入退所日等(介護保険施設等分)	給付費明細欄	緊急時施設療養費	特定診療費	請求額集計欄 (限度額管理欄を含む)	請求額集計欄	食事費用欄
様式第二															
様式第三															
様式第四															
様式第五															
様式第六															
様式第七					*1					*2					
様式第八															
様式第九															
様式第十															

*1 は居宅介護支援事業者欄

*2 は請求計算欄

改	正	前
---	---	---

特定診療費（様式第五及び第十）

イ 特定診療費の明細の記載方法

	保 険 分	公 費 分
特定治療費の内訳	指導管理等、単純エックス線、リハビリテーション、精神科専門療法の分類ごとに集計して、単位数の合計を記載すること。	左記の特定診療費のうち公費対象分単位数を記載すること。
合 計	特定診療費の単位数合計を記載すること。	左記の特定診療費合計のうち公費対象分単位数を記載すること。

ウ 摘要

特定診療費の算定内容について、下記のとおりに記載すること。この場合の識別番号とは、エの表によること。

（なお、「<備考欄>」について、現時点で記載を必要とする項目はない。）

識別番号 名称 単位数×回数(日数) <備考(必要な場合)>/

記載例： ____は1文字分以上のスペースを表す。

「@02__特定施設管理_____250×30_/

@03__特定施設管理個室加算__300×30_/」

上記のように、特定診療費の項目ごとに改行して記載することが望ましい。また、算定内容が記載仕切れない場合は、別紙を添付する方法でも可とすること。伝送・磁気で請求する場合は、左詰で、記載項目の間には、1文字以上の空白を入れること。また、1つの算定項目の記載の最後には「/」で区切りをつけること。

特定診療費（様式第五及び第十）

（本文参照）

改	正	前
---	---	---

工 特定診療費の分類

区分	特定診療費の内容（摘要欄での記載名称）	識別番号
1 指導管理等	感染対策指導管理	@ 0 1
	特定施設管理	@ 0 2
	特定施設管理個室加算	@ 0 3
	特定施設管理 2 人部屋加算	@ 0 4
	初期入院診療管理	@ 0 5
	重症皮膚潰瘍管理指導	@ 0 6
	重症皮膚潰瘍管理指導（月途中）	@ 0 7
	介護栄養食事指導	@ 0 8
	薬剤管理指導	@ 0 9
	特別薬剤管理指導加算	@ 1 0
	医学情報提供（ ）	@ 1 1
	医学情報提供（ ）	@ 1 2
	2 単純エックス線	単純エックス線撮影・診断
3 リハビリテーション	理学療法（ ）入院 6 月以内	@ 1 4
	理学療法（ ）入院 6 月超	@ 1 5
	理学療法（ ）入院 6 月以内	@ 1 6
	理学療法（ ）入院 6 月超	@ 1 7
	理学療法（ ）	@ 1 8
	理学療法（ ）	@ 1 9
	理学療法リハビリ計画加算	@ 2 0
	理学療法リハビリ計画加算	@ 2 1
	理学療法日常動作訓練指導加算	@ 2 2
	作業療法（ ）入院 6 月以内	@ 2 3
	作業療法（ ）入院 6 月超	@ 2 4
	作業療法（ ）入院 6 月以内	@ 2 5
	作業療法（ ）入院 6 月超	@ 2 6
	作業療法リハビリ計画加算	@ 2 7
	作業療法リハビリ計画加算	@ 2 8
	作業療法日常動作訓練指導加算	@ 2 9
	言語療法	@ 3 0
摂食機能療法	@ 3 1	
4 精神科専門療法	精神科作業療法	@ 3 2
	痴呆性老人入院精神療法	@ 3 3

工 特定診療費の分類

(削除)

改 正 前

__請求額集計欄（様式第三、第四及び第五の__、__以外の部分）

様式第三から第五までの特定診療費、緊急時施設療養費以外の請求額集計欄は以下の方法により記載すること。

項目	保険分	公費分
計画単位数	居宅介護支援事業者または被保険者が作成したサービス提供票の別表に記載された、当該月中に当該事業所から提供する当該サービス種類における区分支給限度基準内単位数を記載すること。	/
限度額管理対象単位数	給付費明細欄のサービス単位数のうち、支給限度額管理対象部分（緊急時治療管理を除く。）のサービス単位数を合計して記載すること。	/
限度額管理対象外単位数	給付費明細欄のサービス単位数のうち、支給限度額管理対象外（緊急時治療管理）のサービス単位数を合計して記載すること。	/
給付単位数	計画単位数と 限度額管理対象単位数のいずれか低いほうの単位数に 限度額管理対象外単位数を加えた単位数を記載すること。	当該サービス種類の公費対象単位数の合計と 給付単位数（保険分）のいずれか低い方の単位数を記載すること。
単位数単価	事業所所在地における当該サービス種類の単位数あたり単価を記載すること。	/
給付率	介護給付費の基準額のうち保険給付を行う率を百分率で記載すること。	公費負担の給付を行う率を百分率で記載すること。
請求額	給付単位数（保険分）に 単位数単価を乗じた結果（小数点以下切り捨て）に 給付率（保険分）を乗じた結果の金額（小数点以下切り捨て）を記載すること。	給付単位数（公費分）に 単位数単価を乗じた結果（小数点以下切り捨て）に、更に 給付率（公費分）から 給付率（保険分）を差し引いた率を乗じた結果（小数点以下切り捨て）から、 利用者負担額（公費分）を差し引いた残りの額を記載すること。 公費の給付率が 100/100 で、保険分と公費分の 給付単位数が等しい時は、 給付単位数に 単位数単価を乗じた結果（小数点以下切り捨て）から、 請求額（保険分）と 利用者負担額（公費分）を差し引いた残りの額を記載すること。
利用者負担額	給付単位数（保険分）に 単位数単価を乗じた結果（小数点以下切り捨て）から、 請求額（保険分、公費分）と 利用者負担額（公費分）を差し引いた残りの額を記載すること。	公費負担医療、または介護扶助で本人負担額がある場合に、その額を記載すること。

改 正 後

請求額集計欄（様式第三、第四及び第五の__、__以外の部分）

様式第三から第五までの特定診療費、緊急時施設療養費以外の請求額集計欄は以下の方法により記載すること。

項目	保険分	公費分
計画単位数	居宅介護支援事業者または被保険者が作成したサービス提供票の別表に記載された、当該月中に当該事業所から提供する当該サービス種類における区分支給限度基準内単位数を記載すること。	/
限度額管理対象単位数	給付費明細欄のサービス単位数のうち、支給限度額管理対象部分（緊急時治療管理を除く。）のサービス単位数を合計して記載すること。	/
限度額管理対象外単位数	給付費明細欄のサービス単位数のうち、支給限度額管理対象外（緊急時治療管理）のサービス単位数を合計して記載すること。	/
給付単位数	計画単位数と 限度額管理対象単位数のいずれか低いほうの単位数に 限度額管理対象外単位数を加えた単位数を記載すること。	当該サービス種類の公費対象単位数の合計と 給付単位数（保険分）のいずれか低い方の単位数を記載すること。
単位数単価	事業所所在地における当該サービス種類の単位数あたり単価を記載すること。	/
給付率	介護給付費の基準額のうち保険給付を行う率を百分率で記載すること。	公費負担の給付を行う率を百分率で記載すること。
請求額	給付単位数（保険分）に 単位数単価を乗じた結果（小数点以下切り捨て）に 給付率（保険分）を乗じた結果の金額（小数点以下切り捨て）を記載すること。	給付単位数（公費分）に 単位数単価を乗じた結果（小数点以下切り捨て）に、更に 給付率（公費分）から 給付率（保険分）を差し引いた率を乗じた結果（小数点以下切り捨て）から、 利用者負担額（公費分）を差し引いた残りの額を記載すること。 公費の給付率が 100/100 で、保険分と公費分の 給付単位数が等しい時は、 給付単位数に 単位数単価を乗じた結果（小数点以下切り捨て）から、 請求額（保険分）と 利用者負担額（公費分）を差し引いた残りの額を記載すること。
利用者負担額	給付単位数（保険分）に 単位数単価を乗じた結果（小数点以下切り捨て）から、 請求額（保険分、公費分）と 利用者負担額（公費分）を差し引いた残りの額を記載すること。	公費負担医療、または介護扶助で本人負担額がある場合に、その額を記載すること。

改	正	前
---	---	---

請求額集計欄（様式第六、様式第八、第九及び第十の 、 以外の部分）

様式第六及び様式第八から第十までの特定診療費、緊急時施設療養費以外の請求額集計欄は以下の方法により記載すること。

項目	保険分	公費分
単位数合計	給付費明細欄のサービス単位数の合計を記載すること。	給付費明細欄の公費対象サービス単位数の合計を記載すること。
単位数単価	事業所所在地における当該サービス種類の単位数あたり単価を記載すること。	/
給付率	介護給付費の基準額のうち保険給付を行う率を百分率で記載すること。	公費負担の給付を行う率を百分率で記載すること。
請求額	単位数合計（保険分）に 単位数単価を乗じた結果（小数点以下切り捨て）に 給付率（保険分）を乗じた結果の金額（小数点以下切り捨て）を記載すること。	単位数合計（公費分）に 単位数単価を乗じた結果（小数点以下切り捨て）に、更に 給付率（公費分）から 給付率（保険分）を差し引いた率を乗じた結果（小数点以下切り捨て）から、 利用者負担額（公費分）を差し引いた残りの額を記載すること。 公費の給付率が 100/100 で、保険分と公費分の 単位数合計が等しい時は、 単位数合計に 単位数単価を乗じた結果（小数点以下切り捨て）から、 請求額（保険分）と 利用者負担額（公費分）を差し引いた残りの額を記載すること。
利用者負担額	単位数合計（保険分）に 単位数単価を乗じた結果（小数点以下切り捨て）から、 請求額（保険分、公費分）と 利用者負担額（公費分）を差し引いた残りの額を記載すること。	公費負担医療、または介護扶助で本人負担額がある場合に、その額を記載すること。

改 正 後

請求額集計欄（様式第六、様式第八、第九及び第十の__、__以外の部分）

様式第六及び様式第八から第十までの特定診療費、緊急時施設療養費以外の請求額集計欄は以下の方法により記載すること。

項目	保険分	公費分
単位数合計	給付費明細欄のサービス単位数の合計を記載すること。	給付費明細欄の公費対象サービス単位数の合計を記載すること。
単位数単価	事業所所在地における当該サービス種類の単位数あたり単価を記載すること。	/
給付率	介護給付費の基準額のうち保険給付を行う率を百分率で記載すること。	公費負担の給付を行う率を百分率で記載すること。
請求額	単位数合計（保険分）に 単位数単価を乗じた結果（小数点以下切り捨て）に 給付率（保険分）を乗じた結果の金額（小数点以下切り捨て）を記載すること。	<p>単位数合計（公費分）に 単位数単価を乗じた結果（小数点以下切り捨て）に、更に 給付率（公費分）から 給付率（保険分）を差し引いた率を乗じた結果（小数点以下切り捨て）から、利用者負担額（公費分）を差し引いた残りの額を記載すること。</p> <p>公費の給付率が 100/100 で、保険分と公費分の 単位数合計が等しい時は、単位数合計に 単位数単価を乗じた結果（小数点以下切り捨て）から、請求額（保険分）と利用者負担額（公費分）を差し引いた残りの額を記載すること。</p>
利用者負担額	単位数合計（保険分）に 単位数単価を乗じた結果（小数点以下切り捨て）から、請求額（保険分、公費分）と利用者負担額（公費分）を差し引いた残りの額を記載すること。	公費負担医療、または介護扶助で本人負担額がある場合に、その額を記載すること。

改 正 前

請求額集計欄（緊急時施設療養費）

様式第四及び様式第九の請求集計欄における緊急時施設療養費部分は以下の方法により記載すること。「項目」における（ ）内は様式第四における項目名。

項目	保険分特定治療	公費分特定治療
点数合計 (給付点数)	緊急時施設療養費における特定治療の保険分点数合計(緊急時治療管理の単位数は除く。)を記載すること。	緊急時施設療養費における特定治療のうち公費分点数を記載すること (緊急時施設療養途中で公費適用の異動がない限り保険分と同じ。)。
点数単価 (点数単価)	10 円/点固定	10 円/点固定
給付率 (給付率)	介護給付費の基準額のうち保険給付を行う率を百分率で記載すること。	公費負担の給付を行う率を百分率で記載すること。
請求額 (請求額)	点数合計(保険分)に 点数単価を乗じた結果に 給付率(保険分)を乗じた結果の金額(小数点以下切り捨て)を記載すること。	点数合計(公費分)に 点数単価を乗じた結果に、更に 給付率(公費分)から 給付率(保険分)を差し引いた率を乗じた結果(小数点以下切り捨て)から、 利用者負担額(公費分)を差し引いた残りの額を記載すること。 公費の給付率が 100/100 で、保険分と公費分の 点数合計が等しい時は、 点数合計に 点数単価を乗じた結果から、 請求額(保険分)と 利用者負担額(公費分)を差し引いた残りの額を記載すること。
利用者負担額 (利用者負担額)	点数合計(保険分)に 点数単価を乗じた結果から、 請求額(保険分、公費分)と 利用者負担額(公費分)を差し引いた残りの額を記載すること。	公費負担医療、又は介護扶助で本人負担額がある場合に、その額を記載すること。

改 正 後

請求額集計欄（緊急時施設療養費）

様式第四及び様式第九の請求集計欄における緊急時施設療養費部分は以下の方法により記載すること。「項目」における（ ）内は様式第四における項目名。

項目	保険分特定治療	公費分特定治療
点数合計 (給付点数)	緊急時施設療養費における特定治療の保険分点数合計(緊急時治療管理の単位数は除く。)を記載すること。	緊急時施設療養費における特定治療のうち公費分点数を記載すること(緊急時施設療養途中で公費適用の異動がない限り保険分と同じ。)。
点数単価 (点数単価)	10 円/点固定	10 円/点固定
給付率 (給付率)	介護給付費の基準額のうち保険給付を行う率を百分率で記載すること。	公費負担の給付を行う率を百分率で記載すること。
請求額 (請求額)	点数合計(保険分)に 点数単価を乗じた結果に 給付率(保険分)を乗じた結果の金額(小数点以下切り捨て)を記載すること。	点数合計(公費分)に 点数単価を乗じた結果に、更に 給付率(公費分)から 給付率(保険分)を差し引いた率を乗じた結果(小数点以下切り捨て)から、 利用者負担額(公費分)を差し引いた残りの額を記載すること。 公費の給付率が 100/100 で、保険分と公費分の 点数合計が等しい時は、点数合計に 点数単価を乗じた結果から、 請求額(保険分)と 利用者負担額(公費分)を差し引いた残りの額を記載すること。
利用者負担額 (利用者負担額)	点数合計(保険分)に 点数単価を乗じた結果から、 請求額(保険分、公費分)と 利用者負担額(公費分)を差し引いた残りの額を記載すること。	公費負担医療、又は介護扶助で本人負担額がある場合に、その額を記載すること。

改	正	前
---	---	---

請求額集計欄（特定診療費）

様式第五及び様式第十の請求額集計欄における特定診療費部分は以下の方法により記載すること。「項目」における（ ）内は様式第五における項目名。

項目	保険分特定診療費	公費分特定診療費
単位数合計 (給付単位数)	特定診療費の保険分単位数の合計を記載すること。	特定診療費の公費分単位数の合計を記載すること。
単位数単価 (単位数単価)	10 円/単位固定	10 円/単位固定
給付率 (給付率)	介護給付費の基準額のうち保険給付を行う率を百分率で記載すること。	公費負担の給付を行う率を百分率で記載すること。
請求額 (請求額)	単位数合計（保険分）に 単位数単価を乗じた結果に 給付率（保険分）を乗じた結果の金額（小数点以下切り捨て）を記載すること。	単位数合計（公費分）に 単位数単価を乗じた結果に、更に 給付率（公費分）から 給付率（保険分）を差し引いた率を乗じた結果（小数点以下切り捨て）から、利用者負担額（公費分）を差し引いた残りの額を記載すること。 公費の給付率が 100/100 で、保険分と公費分の 単位数合計が等しい時は、単位数合計に 単位数単価を乗じた結果から、請求額（保険分）と 利用者負担額（公費分）を差し引いた残りの額を記載すること。
利用者負担額 (利用者負担額)	単位数合計（保険分）に 単位数単価を乗じた結果から、請求額（保険分、公費分）と 利用者負担額（公費分）を差し引いた残りの額を記載すること。	公費負担医療、または介護扶助で本人負担額がある場合に、その額を記載すること。

改 正 後

請求額集計欄（特定診療費）

様式第五及び様式第十の請求額集計欄における特定診療費部分は以下の方法により記載すること。「項目」における（ ）内は様式第五における項目名。

項目	保険分特定診療費	公費分特定診療費
単位数合計 (給付単位数)	特定診療費の保険分単位数の合計を記載すること。	特定診療費の公費分単位数の合計を記載すること。
単位数単価 (単位数単価)	10 円/単位固定	10 円/単位固定
給付率 (給付率)	介護給付費の基準額のうち保険給付を行う率を百分率で記載すること。	公費負担の給付を行う率を百分率で記載すること。
請求額 (請求額)	単位数合計（保険分）に 単位数単価を乗じた結果に 給付率（保険分）を乗じた結果の金額（小数点以下切り捨て）を記載すること。	単位数合計（公費分）に 単位数単価を乗じた結果に、更に 給付率（公費分）から 給付率（保険分）を差し引いた率を乗じた結果（小数点以下切り捨て）から、利用者負担額（公費分）を差し引いた残りの額を記載すること。 公費の給付率が 100/100 で、保険分と公費分の 単位数合計が等しい時は、単位数合計に 単位数単価を乗じた結果から、請求額（保険分）と 利用者負担額（公費分）を差し引いた残りの額を記載すること。
利用者負担額 (利用者負担額)	単位数合計（保険分）に 単位数単価を乗じた結果から、請求額（保険分、公費分）と 利用者負担額（公費分）を差し引いた残りの額を記載すること。	公費負担医療、または介護扶助で本人負担額がある場合に、その額を記載すること。

改	正	前
---	---	---

__食事費用欄（様式第八，第九及び第十）

	記載内容	備考
基本日数	基本食のみの提供日数を記載すること。	
特別食日数	特別食の提供日数を記載すること。	
基本単価	基本食の提供費用の日額を記載すること。	
特別食単価	特別食の提供費用の日額を記載すること。	(基本食事サービス費 + 特別食加算)
基本金額	基本食の提供日数に単価を乗じた額を記載すること。	×
特別食金額	特別食の提供日数に単価を乗じた額を記載すること。	×
延べ日数	食事を提供した日数を記載すること。	+
公費分日数	食事を提供した日のうち、公費適用対象の日数を記載すること。	
合計	基本食金額と特別食金額の合計額を記載すること。	+
標準負担月額	当月中の公費適用期間分を除く標準負担額の合計額を記載すること。	月の途中で標準負担額(日額)に変更がない場合は、標準負担額に公費分日数を除く食事提供日数を乗じた額となること。
食事提供費請求額	食事費用の合計金額から標準負担月額と公費請求分を差し引いた金額を記載すること。	
公費請求分	公費適用期間分の標準負担額を記載すること。	
標準負担額	食事の標準負担額(日額)を記載すること。	月を通じて標準負担額に変更がない場合はその額を、月の途中で変更があった場合は減免等を受ける前の標準負担額を記載すること。

改 正 後

__食事費用欄（様式第八，第九及び第十）

	記載内容	備考
<u>サービス内容</u>	<u>食事提供の内容を識別するための名称として介護給付費単位数サービスコード表のサービス内容略称を記載すること。</u>	
<u>サービスコード</u>	<u>食事提供の内容に対応するサービスコード（6桁）を介護給付費単位数サービスコード表で確認して記載すること。</u>	
<u>単価</u>	<u>サービスコードに対応する1日あたりの金額を介護給付費単位数サービスコード表で確認して記載すること。</u>	
<u>日数</u>	<u>サービスコードに対応する食事提供の日数を記載すること。</u>	
<u>金額</u>	<u>「単価」に「日数」を乗じた額を記載すること。</u>	
<u>延べ日数</u>	<u>食事提供を行った日数の合計を記載すること。</u>	
<u>公費日数</u>	<u>食事を提供した日のうち、公費適用対象の日数を記載すること。</u>	
<u>合計</u>	<u>「金額」の合計額を記載すること。</u>	
<u>標準負担額（日額）</u>	<u>食事の標準負担額（日額）を記載すること。</u>	<u>月を通じて標準負担額に変更がない場合はその額を、月の途中で変更があった場合は減免等を受ける前の標準負担額を記載すること。</u>
<u>標準負担額（月額）</u>	<u>当月中の公費適用期間分を除く標準負担額の合計額を記載すること。</u>	<u>月の途中で標準負担額（日額）に変更がない場合は、「標準負担額日額」に「公費日数」を除く食事提供日数を乗じた額となること。</u>
<u>食事提供費請求額（保険分）</u>	<u>「合計」から「標準負担額月額」と「食事提供費請求額公費分」を差し引いた金額を記載すること。</u>	
<u>食事提供費請求額（公費分）</u>	<u>公費適用期間分の標準負担額を記載すること。</u>	

4 . 公費の介護給付費明細書に関する事項

(1) 公費の請求が必要な場合における請求明細記載方法の概要

介護給付費明細書で公費の請求を行う場合は、下表によるものとする。

区分	適用条件	請求明細記載方法の概要
保険と生活保護の併用	被保険者が生活保護受給者の場合	1枚の介護給付費明細書で保険請求と併せて生活保護の請求額を公費請求額欄で計算
生活保護の単独請求	被保険者でない生活保護受給者の介護扶助の現物給付に関する請求を行う場合	1枚の介護給付費明細書で生活保護の請求額を公費請求額欄で計算
保険と公費負担医療、生活保護の併用	生活保護受給者である被保険者が保険優先公費負担医療の受給者であり、介護保険の給付対象サービスが当該公費負担医療の対象となる場合	1枚目の介護給付費明細書で保険請求と併せて公費負担医療の請求額計算を行い、2枚目の介護給付費明細書で生活保護の請求額を計算
保険と公費負担医療の併用	被保険者が保険優先公費負担医療の受給者であり、介護保険の給付対象サービスが当該公費負担医療の対象となる場合	1枚の介護給付費明細書で保険請求と併せて公費負担医療の請求額を公費請求額欄で計算
生活保護と公費負担医療の併用	被保険者でない生活保護受給者の介護扶助の現物給付に関する請求を行う場合で、生活保護受給者が保険優先公費負担医療の受給者であり、介護保険の給付対象サービスが当該公費負担医療の対象となる場合	1枚目の介護給付費明細書で公費負担医療の請求額計算を行い、2枚目の介護給付費明細書で生活保護の請求額を計算

改 正 後

4. 公費の介護給付費明細書に関する事項

(1) 公費の請求が必要な場合における請求明細記載方法の概要

介護給付費明細書で公費の請求を行う場合は、下表によるものとする。

区分	適用条件	請求明細記載方法の概要
保険と生活保護の併用	被保険者が生活保護受給者の場合	1枚の介護給付費明細書で保険請求と併せて生活保護の請求額を公費請求額欄で計算
生活保護の単独請求	被保険者でない生活保護受給者の介護扶助の現物給付に関する請求を行う場合	1枚の介護給付費明細書で生活保護の請求額を公費請求額欄で計算
保険と公費負担医療、生活保護の併用	生活保護受給者である被保険者が保険優先公費負担医療の受給者であり、介護保険の給付対象サービスが当該公費負担医療の対象となる場合	1枚目の介護給付費明細書で保険請求と併せて公費負担医療の請求額計算を行い、2枚目の介護給付費明細書で生活保護の請求額を計算
保険と公費負担医療の併用	被保険者が保険優先公費負担医療の受給者であり、介護保険の給付対象サービスが当該公費負担医療の対象となる場合	1枚の介護給付費明細書で保険請求と併せて公費負担医療の請求額を公費請求額欄で計算
生活保護と公費負担医療の併用	被保険者でない生活保護受給者の介護扶助の現物給付に関する請求を行う場合で、生活保護受給者が保険優先公費負担医療の受給者であり、介護保険の給付対象サービスが当該公費負担医療の対象となる場合	1枚目の介護給付費明細書で公費負担医療の請求額計算を行い、2枚目の介護給付費明細書で生活保護の請求額を計算

改 正 前

(2) 各様式と公費併用請求の関係

各様式ごとの公費請求の組み合わせは下表のようになること。

	保険単 独	保険 + 生保	生保単 独	保険 + 生保 + 公費	保険 + 公費	生保 + 公費	備考
様式第二							1
様式第三							2
様式第四							公費負担医療は原 爆被爆者の一般医療の み
様式第五							
様式第六							
様式第七							
様式第八							2
様式第九							公費負担医療は原 爆被爆者の一般医療の み
様式第十							

(生保：生活保護 公費：公費負担医療)

- 1 原爆被爆者対策助成事業による介護の給付並びに特別対策による訪問介護を含む。
- 2 原爆被爆者対策助成事業による介護の給付を含む。

改 正 後

(2) 各様式と公費併用請求の関係

各様式ごとの公費請求の組み合わせは下表のようになること。

	保険単 独	保険 + 生保	生保単 独	保険 + 生保 + 公費	保険 + 公費	生保 + 公費	備考
様式第二							1
様式第三							2
様式第四							公費負担医療は原 爆被爆者の一般医療及 び被爆体験者精神影響 等調査研究事業のみ
様式第五							
様式第六							
様式第七							
様式第八							2
様式第九							公費負担医療は原 爆被爆者の一般医療及 び被爆体験者精神影響 等調査研究事業のみ
様式第十							

(生保：生活保護 公費：公費負担医療)

- 1 原爆被爆者対策助成事業による介護の給付並びに特別対策による訪問介護を含む。
- 2 原爆被爆者対策助成事業による介護の給付を含む。